**指定訪問介護事業所（共生型訪問介護）　指定申請の手引き**

**１　指定要件の概要**

　　　訪問介護事業所の指定を受ける場合には，介護保険法上，次の要件を満たしていることが必要です。

　　　なお，障害福祉サービスにおける指定居宅事業所又は重度訪問介護の指定を受けた事業所が，共生型居宅サービスの特例により指定を受ける場合には，「２　共生型訪問介護の基準」を確認してください。共生型居宅サービスの特例による指定を不要とする場合は，次の要件を満たしていることが必要です。

1. 都道府県の条例で定める者（法人）であること。

営利法人・非営利法人を問わず，法人格を有していればこの要件を満たすことになります。ただし，法令により事業を実施できない法人や所轄庁の許認可が必要な場合があります。

1. 人員基準を満たすこと。
   1. 管理者

事業所ごとに，常勤・専従の管理者を置かなければなりません。ただし，管理上支障がない場合は，当該事業所の他の職務又は他の事業所等の職務に従事することができます。

* 1. サービス提供責任者（必要人数は別表参照）
     + 事業所の事業の規模に応じて，常勤・専従の訪問介護員等のうち１人以上をサービス提供責任者としなければなりません。
     + 管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えありません。また，同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができます。
     + サービス提供責任者は，次に掲げるいずれかの資格が必要となります。

・介護福祉士

・介護職員基礎研修修了者　 ※１

・訪問介護員１級課程修了者　※１

・介護福祉士実務者研修修了者

・看護職員（看護師，准看護師）

※１　介護職員基礎研修及び訪問介護職員研修は，平成25年4月に介護職員初任者研修及び実務者研修の創設に伴い廃止されましたが，旧資格は従前のとおり有効です。

* + - サービス提供責任者は，利用者の数（前３月の平均値）が４０人又はその端数を増すごとに1人増員する必要があります。（この場合，常勤換算方法とすることができます。）
    - 新たに事業を開始，又は再開する事業所においては，利用者数を推定して配置します。
  1. 訪問介護員
     + 次に掲げるいずれかの資格を有する従業者が，常勤換算方法（従業者の勤務延時間数を常勤従業者が勤務すべき時間数で割る算出方法。小数点第２位以下切り捨て）で2.5人以上必要となります。

・介護福祉士

・介護職員基礎研修修了者　※２

・訪問介護員１級課程修了者　※２

・訪問介護員２級課程修了者　※２

・介護福祉士実務者研修修了者

・介護職員初任者研修修了者

・看護職員（看護師，准看護師）

※２　介護職員基礎研修及び訪問介護職員研修は，平成25年4月に介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修の創設に伴い廃止されましたが，旧資格は従前のとおり有効です。

1. 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。
   1. 設備基準

事務室のほか，受付・相談スペース（プライバシーに配慮されていること），手指洗浄設備（感染症予防のため）等を備える必要があります。

　　　　　※指定後に事業所の所在地を移転（変更）する場合も，設備基準は同じです。

* 1. 運営基準

運営基準については，「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年茨城県条例第６６号）」及び「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成２５年茨城県規則第３４号）」を参照してください。

　　　③ 介護等の総合的な提供を行うこと

入浴，排せつ，食事等の介護（身体介護）又は調理，洗濯，掃除等の家事（生活援助）を総合的に提供することとし，身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり，生活援助のうち特定のサービスに偏ったり，通院等乗降介助に限定しないこと。

**２　共生型訪問介護の基準**

共生型訪問介護は，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第５条第１項に規定する指定居宅介護事業所又は重度訪問介護（障害者総合支援法第５条第３項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものが，要介護者に対して提供する指定訪問介護です。

共生型訪問介護事業所が満たすべき基準は，次のとおりです。

1. 従業者（ホームヘルパー），サービス提供責任者の員数及び管理者

① 従業者（ホームヘルパー）

指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所（以下この２において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が，共生型訪問介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該指定居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に，当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

1. サービス提供責任者

・共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者に限り，指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者（指定障害福祉サービス等基準第５条第２項に規定するサービス提供責任者）であれば，資格要件を満たします。

・共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者と指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者を兼務することは差支えありません。

・共生型訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は，指定居宅介護事業所等における指定居宅介護又は指定重度訪問介護の利用者（障害者及び障害児）及び共生型訪問介護の利用者（要介護者）の合計数が，４０又はその端数を増すごとに１人以上です。

1. 管理者

指定訪問介護の場合と同趣旨ですので，本手引きの「１（２）①管理者」の項目を参照してください。

なお，共生型訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護事業所等の管理者を兼務することは差支えありません。

(2) 設備に関する基準

指定居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。

(3) 技術的支援

指定訪問介護事業所その他の関係施設から，指定居宅介護事業所等が要介護高齢者の支援を行う上で，必要な技術的支援を受けていること。

(4) 運営等に関する基準

訪問介護の運営基準の規定は，共生型訪問介護に準用されます。

運営基準については，「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年茨城県条例第６６号）」及び「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成２５年茨城県規則第３４号）」を参照してください。

**３　申請の流れ**

* **申請から指定までの標準処理期間は３０日**ですので，事業開始を予定する日の３０日前までに，申請書類を全て揃えて提出してください。申請書類が揃っていない場合，審査できません。
* 申請受付後，審査のうえ問題がなければ指定の処理を行い，通知します。
* 書類に不備がある場合等は審査期間が３０日を超える場合があります。
* 申請に修正しがたい不備がある場合，指定が適当でないと認められる場合等は申請書類を返戻する場合があります。
* 介護保険サービスの実施にあたって，所轄庁の許可が必要な法人（社会福祉法人，医療法人等）については，各手続きを済ませた上で，申請書類を提出してください。

**４　申請に必要な書類**

　　　指定訪問介護事業所に係る指定の申請を行う場合は，次の書類を常総市長に１部提出します。書類は原則としてＡ４版で統一してください。

1. 指定居宅サービス事業所　指定介護予防サービス事業所　介護保険施設　指定（許可）申請書（第１号様式）
2. 付表 1 訪問介護事業所の指定に係る記載事項
3. 添付書類
   1. 申請者の登記事項証明書又は条例等

登記事項の「目的」には，介護保険法に基づく訪問介護事業（第一号訪問事業を実施する場合にはあわせてその旨）を実施する旨が規定されていることが必要です。

* 1. 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式１）

・　管理者及び従業員全員の勤務する時間数等を記載してください。

* 1. 職員の資格証の写し及び雇用関係を確認できる書類

資格が必要な職種は，資格証等の写しを添付してください。また，従業員（常勤・非常勤問わず）について，雇用契約書，辞令等の法人との雇用関係を証明できる書類の写しを添付してください。

　　　※介護保険課の職員が従業員の方に，勤務実態の確認を行うことがあります。

* 1. 事業所の平面図（参考様式２）
* 用途，面積，備品の配置等を明示したＡ４版又はＡ３版のものを添付してください。既存の平面図があれば，それに加筆して提出しても差し支えありません。
* 事業所が賃借物件である場合には，賃貸借契約書類の写しを添付してください。
  1. 運営規程

次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め，添付してください。

　一　事業の目的及び運営の方針

　二　事業所の名称及び所在地

　三　従業者の職種，員数及び職務の内容

　四　営業日及び営業時間

　五　指定訪問介護（共生型訪問介護）の内容及び利用料その他の費用の額

　六　通常の事業の実施地域

　七　緊急時における対応方法

　八　虐待の防止のための措置に関する事項

　九　その他運営に関する重要事項

* 1. 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式４）
  2. 事業開始から一年間の事業計画書及び収支予算書

ただし，法人の会計年度で作成する場合は，当該介護保険事業の開始から一年の期間を含んだ事業年度の事業計画書及び収支予算書として差し支えありません。

* 1. 損害賠償事故発生時に対応が可能であることが分かる書類（損害保険証書の写　し等）
  2. 誓約書（参考様式６及び別紙①，第一号訪問事業にあっては参考様式５）
  3. 返信用の封筒（A4用紙を横三折にしたサイズが入る定型内の封筒に84円分の切手を貼付してください。指定通知書を折らずに受け取ることを希望する場合は，A4用紙が折らずに入る定形外の封筒に，120円分の切手を貼付してください。いずれの場合も，返信先の事業所名，郵便番号，所在地，あて名等を記載してください。）
  4. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書，介護給付費算定に係る体制等状況一覧表，添付書類（加算の種別ごとに必要な書類）

　　　⑫　特例による指定を不要とする旨の申出書（様式第２号の２）※３

※３ 障害福祉サービスの指定居宅介護事業所又は重度訪問介護の指定を受けた事業所が，共生型居宅サービスの特例による指定を不要として，指定申請する場合に提出して下さい。

⑬　障害福祉サービス（居宅介護事業所又は重度訪問介護事業所）の指定の指令書又は指定更新の指令書の写し（共生型訪問介護として申請する場合）

⑭　訪問介護事業所その他の関係施設から，指定居宅介護事業所等が要介護高齢者の支援を行う上で，必要な技術的支援を受けていることが分かる書類。（技術的支援を受けている事業所名及び事業所所在地，具体的な技術的支援の内容を説明する書面）（共生型訪問介護として申請する場合）

※　第一号訪問事業の指定を併せて受け，かつ，指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合，当該第一号訪問事業の申請に係る書類は，(1)，(2)及び(3)の⑨を除き省略することができます。

**５　その他**

1. 事業を計画される際には，介護保険法及びその関連通知等を十分御理解のうえ取り組まれるようお願いします。
   * 介護保険法令や上記通知等の具体的な内容については，一般の書籍やインターネット（厚生労働省ホームページ　<http://www.mhlw.go.jp/>）等を御参照ください。
2. 全国の介護保険事業所や制度改正等に関する情報は独立行政法人　福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」（http://www.wam.go.jp/）でも提供されていますのでご参照ください。
3. 事業所の指定等に関する様式は常総市ホームページの下記アドレスからダウンロードできますのでご活用ください。

<https://www.city.joso.lg.jp/kurashi_gyousei/jigyousha/kaigo/kaigojigyousha/jyutaku_yobou.html>

第一号訪問事業の指定等に関する様式は下記アドレスからダウンロードできます。

<https://www.city.joso.lg.jp/kurashi_gyousei/jigyousha/kaigo/shorui.html>

(4) 介護保険法による指定申請のほかに，老人福祉法に基づく届出【老人居宅生活支援事業の開始届（様式1号）】が必要です。

※ 事業開始日より前に，茨城県福祉部長寿福祉課介護基盤整備グループに提出してください。

※ 届出様式は茨城県ホームページの下記アドレスからダウンロードできますのでご活用ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/shisetsu/yoshiki/kyotakukaishi.html>

※ 添付書類等については，届出様式を確認してください。

（5）事業者には，法令遵守等の業務管理体制の整備及び届出が義務付けられています。事業者が整備すべき業務管理体制は，指定又は許可を受けている事業所等の数に応じ定められており，業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を決められた行政機関に届け出ることが必要です。

当市において居宅サービスを実施する事業者のうち，届出をしていない事業者は，下記の厚生労働省ホームページを参考に，決められた行政機関に届出書を提出してください。

〇厚生労働省ホームページ（介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/annai.html>

**６　申請書の提出方法**

持参，郵送，メール又は電子＠連絡帳により以下の提出先まで提出してください。

**７　お問い合わせ・申請書提出先**

　　〒３０３－８５０１

　茨城県常総市水海道諏訪町３２２２番地３

　常総市福祉部介護保険課　指導係

　ＴＥＬ　０２９７－２３－２９１３

　ＦＡＸ　０２９７－２０－１９００

　E-mail kaigosido@city.joso.lg.jp

※ 事業所開設にあたって直接相談を希望される場合は，上記の問い合わせ先にてお受けしますが，その場合は必ず電話により予約をしたうえでお越しください。

なお，申請者の独自判断によって，指定前に事業所を建設・賃貸等するなどして経費が発生した場合でも，指定基準を満たさない場合は，指定できませんので，あらかじめ了解願います。（不明な点がある場合は，必ず事前確認をしてください。）※ 訪問介護のサービス提供責任者の配置に係る別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者の数  （前３月の平均値） | 必要な常勤のサービス提供責任者数 | 常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者 |
| 40人以下 | １ | １ |
| 40人超80人以下 | ２ | １ |
| 80人超120人以下 | ３ | ２ |
| 120人超160人以下 | ４ | ３ |
| 160人超200人以下 | ５ | ４ |
| 200人超240人以下 | ６ | ５ |
| 240人超280人以下 | ７ | ６ |
| 280人超320人以下 | ８ | ７ |
| 320人超360人以下 | ９ | ８ |
| 360人超400人以下 | １０ | ９ |

　※利用者の数について

　・前３月の平均値（歴月ごとの実利用者の数を合算し，３で除して得た数）とする。ただし，新規に指定を受ける場合は，推定数による。

　・指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定訪問介護又は当該第一号訪問事業の利用者とする。

　・通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については，０．１人として計算する。

　※サービス提供責任者の配置について

　・利用者の数が４０人を超える事業所については，常勤換算方法とすることができる。この場合において，配置すべきサービス提供責任者の員数は，利用者の数を４０で除して得られた数（小数第１位に切り上げた数）以上とする。

　・サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については，当該事業所における勤務時間が，当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）の２分の１以上に達している者でなければならない。